

京都市告示第128号

京都市宇津峡公園の指定管理者である財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年6月10日

京都市長 門川 大作

期間	変更休園日	現行休園日
平成22年7月21日から 平成22年8月25日まで	なし	水曜日

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)